

歯の検診を受けましょう

お問い合わせは 浜松市役所健康増進課 ☎453-6119

し しゅうしつかんけんしん 歯周疾患検診

し そうのうろう
(歯槽膿漏の進み具合を調べる検診です)

対象者 40歳以上の人(職場などで歯科検診が受けられる人は除きます)

検診内容 歯周疾患(歯槽膿漏、歯肉炎)の検診(歯周ポケットの深さ、出血、歯石沈着、歯垢の染め出し)、むし歯の検診、歯磨き指導など
※歯周疾患検診の結果、引き続き歯石除去やむし歯の治療が必要な場合は、医療保険を用いた診療を受けてください。

申し込み 健康増進課又は各区健康づくり課(申し込み先一覧)へ電話でお申し込みください。受診券をお送りします。
なお、年度内に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳になる人には、4月に受診券をお送りしております。

受診方法 浜松市内の検診受託歯科医院(一覧表のとおり)に電話などで予約してください。年度内に1回受診できます。

持ち物 受診券、歯ブラシ、健康手帳、健康保険証
自己負担金 450円

無料で受けられる人

①70歳以上の人(平成22年3月末までに70歳になる人も含みます)

②65歳~69歳で後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人

③生活保護を受けている世帯の人

④市民税が家族全員非課税の世帯の人

※③または④に該当する人は、健康増進課又は各区健康づくり課(申し込み先一覧)へ無料受診券の申請手続きをしてください。

こんな人、ぜひ受けてみてください

歯医者さん 長いこと行ってないな~!

歯は知らない間に悪くなっていることが多いですよ。
今がチャンス。



歯医者さん 怖いな~!

近頃は、歯医者さんに、歯の掃除やクリーニング、定期チェックで行っている人が多いですよ。口の中がすっきりして気持ちいいですよ。

こんな場合は受けていいのかな?

かかりつけの歯科医院がないのだけど…?

このチャンスに検診を受け、かかりつけ歯科医院を持ちましょう。検診で話を聞けば、安心感も倍増。



この間まで治療を受けていたのだけど…?

歯周疾患検診の受診券は年度内有効です。治療終了半年後くらいの検診に利用するといいですよ。すでに定期的に受診されている方は、医療保険による診療を続けてください。

し か ほ う もんしん さ 歯科訪問診査

歯科医師が家庭に訪問して、歯科健診、保健指導をします。

対象者 歯科医院へ通院できない在宅療養者

申し込み 中区は歯の健康センター(☎453-6129)、東区は東部保健福祉センター(☎422-2228)、浜北区は浜北保健センター(☎587-0739)、その他の区は申し込み先一覧の課へ電話でお申し込みください。

自己負担金 無料

